誓 約 書

私は、【　□求職活動　□開業準備　】に専念するため、次の事項を誓約するとともに、注意事項を承諾し、保育施設の利用（継続）を希望いたします。

【誓約事項】

①**速やかに就労決定または開業し、就労証明書（開業の場合は事業内容の分かるものを含む）を提出します。**

②（２・３号認定の場合）**活動状況について、毎月２０日～２５日（休日の場合は前開庁日）に報告書類を提出します。**

③（求職活動の場合）公共職業安定所でハローワーク受付票の交付を受け、公共職業安定所での相談や企業等との面接など、**自宅外での求職活動を最低でも週に２回（２日）以上行います。**

【求職活動または開業準備予定期間】

令和　　年　　月　　日から　令和　　年　　月末日まで

※保育施設を利用（継続）できる期間は、上記の開始日から起算して９０日の属する月末までです。

【開始日】

１．新規申込の場合　…　保育利用開始希望日

２．継続利用等の場合　…　退職日など、前要件終了日の翌日

【その他注意事項】

〇決定（開業）する就労の条件：賃金が発生する労働であり、就労時間が月合計６０時間以上であること
※賃金の発生しない自宅の手伝い等は認められません。

〇期間内に就労等が決定しなかった場合は、認定取り消しとなります。２・３号認定の場合は、併せて保育利用の解除（退所）となります。

〇期間内に就労が決定した場合で、就労開始までの期間が１ヶ月以上ある場合、その間、求職活動または開業準備もしくは就労を行わずに保育利用（継続）することは認められません。

〇誓約事項が不履行の場合や虚偽の報告を行った場合は、期間に関わらず支給認定が取り消されます。
２・３号認定の場合は併せて、保育利用の解除（退所）となります。
※虚偽の報告や不正により保育利用していた場合は、市が保護者に代わって施設に支払った施設型給付費（運営費用）の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

〇（２・３号認定の場合）求職活動中は保育短時間での利用となります。決定（開業）する就労時間によっては標準時間保育に変更できますが、時間の変更は就労証明書提出の翌月からになります。

年　　月　　日

宮崎市長　殿

誓約者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

誓約者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　　－　　－

利用（申し込み）施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ふりがな 児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ふりがな 児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

これからの求職活動にあたって

・求職活動が理由で保育入所申込・利用する場合、期限があります。
・ハローワークでハローワーク受付票の交付を受けてください。(初回の活動報告書提出の際に確認します)
・自宅での求人閲覧のみ等は活動とは認められません。自宅外で積極的に活動してください。(原則週2回以上)
・「就労」とは賃金が発生する月合計時間が60時間以上となる労働を指します。
・病気など特別な理由で求職活動が困難になる場合は早めに市にご連絡ください。

【今後の流れ】

□誓約書を提出します(誓約書の内容をよく確認してください)

↓

□[2号・3号認定で新規入所の場合]
入所が決定したら、入所月の1日から求職活動期間の90日が開始となります。
誓約期限の前月までは求職活動状況報告書を記入し、毎月25日までに市の窓口に持参、提出します。※入所決定まで求職活動状況報告書の提出は不要です。

□[2号・3号認定で現在保育施設を利用中の場合]
誓約期限の前月までは求職活動状況報告書を記入し、毎月25日までに市の窓口に持参、提出します。

□[新2号・新3号認定の場合]
求職活動状況報告書の提出は不要ですが積極的な求職活動を行ってください。

↓

□誓約期限の月末までに就労証明書を提出します。

注意点(重要)

□2号・3号認定(新規申込をした方)
●保育短時間での申込み・利用となります。
●就労時間によって保育標準時間に変更できるのは就労証明書提出日の翌月からとなります。
●入所決定後に以下の場合は原則、退所となります。
・誓約期限までに就労証明書等の保育の要件を示す書類の提出が無い
・求職活動状況報告の提出が無い

□2号・3号認定(現在保育施設を利用中の方)
●就労時間によって保育標準時間に変更できるのは就労証明書提出日の翌月からとなります。
●誓約期間の延長はできません。
●以下の場合は原則、退所となります。
・誓約期限までに就労証明書等の保育の要件を示す書類の提出が無い
・求職活動状況報告の提出が無い

□新2号認定・新3号認定
●誓約期間の延長はできません。
●誓約期限までに就労証明書等の提出がない場合、認定が継続されないため誓約期限以降の預かり保育料や認可外保育施設の利用料は無償化の対象外となります。